

報告第 25 号

損害賠償請求事件の専決処分に係る報告について

損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び紫波町長専決条例（昭和 46 年紫波町条例第 19 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき専決処分したから、同法第 180 条第 2 項の規定により、報告する。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

1 事故名

除雪車による物損事故

2 事故発生年月日

令和8年1月30日 午後4時

3 事故発生場所

紫波町日詰字七久保75番6先 町道七久保3号線上

4 和解及び損害賠償の相手方

住 所 紫波郡紫波町日詰字七久保75番地6

氏 名 柳 渡 正 敏

5 損害賠償の原因

上記の日時、場所において、道路側溝に脱輪した公用車両をけん引しようとしたところ、けん引車が横滑りして隣接宅地の擁壁に接触し、擁壁を破損させたもの。

6 和解の内容

損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者は共に将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。

7 損害賠償の額

169,510円

8 専決処分をした年月日

令和8年7月27日